

- パウエルFRB議長が半期に一度の議会証言。米経済の先行きについて良好な見方を示しつつ、短期的なリスクを指摘し、今後の金融政策について当面、辛抱強い姿勢で臨んでゆく方針を示す。
- 米国債市場では、5年債と1年債利回りの利回り格差が昨年12月下旬以降、ほぼマイナスで推移。利回り格差の逆転現象について警戒する向きも市場の一部にあり、今後の動向には注意が必要。

パウエルFRB議長の議会証言を受け米金利は低下

米連邦準備理事会（FRB）のパウエル議長は26日、米上院銀行委員会において、半期に一度の議会証言を行いました。そのなかで同議長は、米経済の先行きについて良好な見方を示しつつ、相反する流れがみられるとし、海外経済の減速や金融市場の変動性の高まり、国際政治面での問題など短期的なリスクを指摘しました。そのうえで、今後の金融政策について当面、辛抱強い姿勢で臨んでゆく方針を示しました。こうした証言内容はFRBが22日に公表した議会宛ての金融政策報告書の内容におおむね沿ったものでした。

同日の米国株式市場は、足もとで上昇が続いたこともあって売買が交錯し、方向感に欠ける展開となりました。一方、米国債市場では当面、FRBは金融政策の方向性を変えないとの見方が強まったとみられ、10年債利回りは低下しました。

米国債利回りは一部で逆転現象も

足もとで米金利が相対的に低水準にとどまるなか、米国債市場で利回り格差は低い水準で推移しており、一部では利回りの逆転現象がみられます。

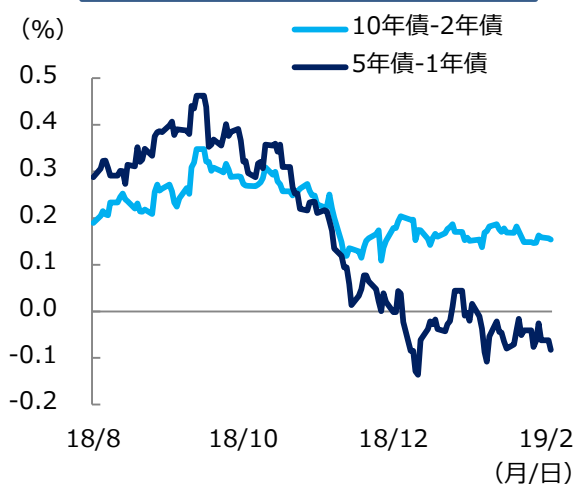
同日の10年債と2年債の利回り格差は約0.15%で、1月以降はおおむね0.15～0.18%と2007年以來の低水準が続いています。また、5年債と1年債利回りの利回り格差は-0.08%で、昨年12月下旬以降はほぼマイナスでの推移が続いています。年限の長い国債と短い国債の利回りが逆転することは逆イールドと呼ばれ、こうした現象は2007年などにみられたことから景気後退の前触れとの見方もあります。

一般的には10年債と2年債の格差が重要視されるとみられますが、満期までの残存年限が異なる国債の利回り曲線の一部で逆イールドが起こることについて警戒する向きも市場の一部にはあり、今後、米国債の利回り格差の動向には注意が必要です。

※上記は過去の情報および作成時点での見解であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

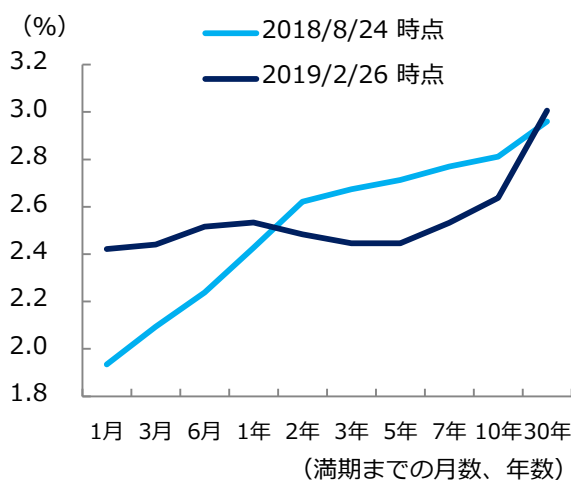
※巻末の投資信託に係るリスクと費用およびご注意事項を必ずお読みください。

米国債利回り格差の推移



※期間：2018年8月24日～2019年2月26日（日次）

米国債の利回り曲線



出所：ブルームバーグのデータをもとにアセットマネジメントOne作成

投資信託に係るリスクと費用およびご注意事項

【投資信託に係るリスクと費用】

● 投資信託に係るリスクについて

投資信託は、株式、債券および不動産投資信託証券（REIT）などの値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替リスクもあります。）に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。

● 投資信託に係る費用について

[ご投資いただくお客さまには以下の費用をご負担いただきます。]

■ お客さまが直接的に負担する費用

購入時手数料：上限3.78%（税込）

換金時手数料：換金の価額の水準等により変動する場合がありますため、あらかじめ上限の料率等を示すことができません。

信託財産留保額：上限0.5%

■ お客さまが信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬）：上限 年率2.6824%（税込）

※上記は基本的な料率の状況を示したものであり、成功報酬制を採用するファンドについては、成功報酬額の加算によってご負担いただく費用が上記の上限を超過する場合があります。成功報酬額は基準価額の水準等により変動するため、あらかじめ上限の額等を示すことができません。

■ その他費用・手数料

上記以外に保有期間等に応じてご負担いただく費用があります。投資信託説明書（交付目論見書）等でご確認ください。その他費用・手数料については定期的に見直されるものや売買条件等により異なるため、あらかじめ当該費用（上限額等を含む）を表示することはできません。

※ 手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することはできません。

※ 上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。

費用の料率につきましては、アセットマネジメントOne株式会社が運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しております。

※ 投資信託は、個別の投資信託ごとに投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国が異なることから、リスクの内容や性質、費用が異なります。投資信託をお申し込みの際は、販売会社から投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめ、または同時にお渡ししますので、必ずお受け取りになり、内容をよくお読みいただきご確認のうえ、お客さまご自身が投資に関してご判断ください。

※ 税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

【ご注意事項】

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成したものです。
- 当資料は、情報提供を目的とするものであり、投資家に対する投資勧誘を目的とするものではありません。
- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。
- 投資信託は、
 1. 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
 2. 購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
 3. 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。